

BTMU CHINA WEEKLY



■ WEEKLY DIGEST

【経済】

- 不動産市場の挺入れ策 相次いで発表

【貿易・投資】

- 上海市・陝西省 最低賃金を引き上げ

【金融・為替】

- 預金保険条例 5月1日より施行
- 2月の人民元決済通貨シェア 世界第7位に順位を下げる

■ 人民元レビュー

- 現水準を中心とした推移が継続しよう

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「企業が国外関連者に支払う費用の企業所得税関係問題に関する公告」
- 「シルクロード経済ベルト税関の区域一体化通関改革の展開に関する公告」他



本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆不動産市場の挺入れ策 相次いで発表

中国人民銀行、住宅都市農村建設部、中国銀行業監督管理委員会は3月30日、連名で「個人住宅ローン政策の関連問題についての通知」を発表。昨年9月に続き不動産購入規制を更に緩和した。具体的には、1世帯における2軒目の住宅購入について、1軒目の住宅ローンが完済されていない場合、従来、頭金比率を住宅価格の6割～7割以上、住宅ローン金利を中国人民銀行の基準金利の1.1倍以上としてきたものを、今後は頭金比率を4割以上、住宅ローン金利を各金融機関が合理的に決定するとした。

また、財政部、国家税務局は同日、「個人住宅譲渡の営業税政策を調整することについての通知」(財税[2015]39号)を発表し、個人の中古住宅譲渡にかかる営業税の免税対象の要件を緩和した。従来、免税対象は購入から「5年以上」の普通住宅^(注1)としてきたものを、「2年以上」に引き下げた。

昨年後半から不動産市場の低迷が鮮明になったことを受け、人民銀行は昨年9月に住宅ローンに関する一部規制緩和を行ったが^(注2)、十分な効果が上がらない為、今般、更なる追加緩和措置を取った。中国政府は、税制調整を含む今回の一連の政策の目的について、住宅購入ニーズを喚起し、中古住宅の売買を促進し、不動産市場の活性化と市況の安定化を図ることで、景気減速に対応するものと説明した。

(注1)中国では、住宅に対し「普通住宅」と「非普通住宅」に分類し、税収などの面で選別的な政策を適用している。具体的な分類基準は、住宅面積や当該地域の住宅平均価格等に基づいて制定される為、各地によって異なる。

(注2)本誌「BTMU CHINA WEEKLY」(OCTOBER 15TH 2014)の「WEEKLY DIGEST」記事をご参照

<http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/414101501.pdf>

【貿易・投資】

◆上海市・陝西省 最低賃金を引き上げ

上海市人力資源社会保障局、陝西省人力資源社会保障庁はこのほど、最低賃金の引き上げを発表した。上海市は4月1日より1,820元(2014年4月改訂)から2,020元へ引き上げ、深圳市の2,030元に次いで全国第2位の水準となった。また、陝西省は5月1日より1,280元(2014年2月改訂)から1,480元へ引き上げる。

2015年に入り、これまでに12地域(北京市、天津市、上海市、山東省、広州市、珠海市、東莞市、深圳市、海南省、湖南省、チベット自治区、陝西省)の最低賃金の引き上げが発表されている。

※各地域の最新の最低賃金については、下記リンクご参照。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315040801.pdf>

【金融・為替】

◆預金保険条例 5月1日より施行

国務院法制弁公室は3月31日、預金保険条例を5月1日から施行することを発表した。

預金保険への加入は強制で、対象金融機関は中国国内の商業銀行、農村合作銀行等で、外資銀行も含まれる。対象預金は法人・個人の人民元及び外貨建て預金。預金保護の範囲は、元利含め50万元が上限で、人民銀行は当該上限設定額で全国の99.63%の預金者の預金を全額保護できると見ている。

また、払戻しの原資となる保険料は、各金融機関の経営状況に応じてその料率が決まる。

同条例は、今後の金融改革の深化と金融安定維持のための金融システムのセーフティネットを作ることを目的に、昨年11月の意見募集を経て今般正式に発表された。

◆2月の人民元決済通貨シェア 世界第7位に順位を下げる

国際銀行間通信協会(SWIFT)の3月31日の発表によると、2015年2月の世界通貨取引ランキングで、人民元の取引シェアは1月の2.06%から減少して1.81%となり、世界第5位から第7位に順位を2つ下げた。春節連休で営業日数が少なかったことが要因と見ている。

また、人民元クリアリングのオフショアセンターとして、香港、シンガポール、ロンドンが引き続き重要な役割を担う一方、最近では、バンコク、ドーハ、フランクフルト、クアラルンプール、ルクセンブルク、パリ、ソウル、トロント、シドニーを含む広い地域においてもクリアリングとしての人民元決済の増加が見られるとし、SWIFTは「香港以外の地域における人民元利用の拡大は人民元の国際化が進んでいる証明」と評価した。

CHINA WEEKLY

通貨名	2014年												2015年				
	2014年												2015年				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			
USD(米ドル)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	33.48%	38.75%	38.90%	40.19%	42.51%	41.63%	41.86%	42.08%	43.82%	42.93%	43.50%				44.64%	43.41%	43.09%
EUR(ユーロ)	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	40.17%	33.51%	32.97%	31.78%	30.99%	32.35%	31.25%	31.24%	29.13%	29.43%	29.38%				28.30%	28.75%	28.95%
GBP(イギリスポンド)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	8.55%	9.38%	9.44%	9.24%	8.55%	8.27%	8.54%	8.81%	8.40%	8.59%	8.42%				7.92%	8.24%	8.57%
JPY(日本円)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	2.56%	2.49%	2.51%	2.49%	2.35%	2.21%	2.50%	2.38%	2.47%	2.74%	2.91%				2.69%	2.79%	2.75%
CHF(スイスフラン)	6	8	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	7	5
	1.83%	1.38%	1.45%	1.45%	1.41%	1.32%	1.28%	1.27%	1.21%	1.40%	1.32%				1.39%	1.91%	1.85%
CAD(カナダドル)	7	5	6	6	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	1.80%	1.80%	1.80%	1.83%	1.76%	1.71%	1.64%	1.66%	1.69%	1.78%	1.76%				1.92%	1.91%	1.82%
CNY(人民元)	13	7	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	5	5	7
	0.63%	1.39%	1.42%	1.62%	1.43%	1.47%	1.55%	1.57%	1.64%	1.72%	1.59%				2.17%	2.06%	1.81%
AUD(オーストラリアドル)	5	6	5	5	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	7	8	8
	1.85%	1.75%	1.83%	1.84%	1.67%	1.81%	1.95%	1.99%	1.92%	2.02%	1.97%				1.79%	1.74%	1.80%
HKD(香港ドル)	9	9	9	9	9	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	1.02%	1.09%	1.06%	1.08%	1.10%	1.06%	1.08%	1.12%	1.16%	1.02%	1.03%				1.27%	1.28%	1.08%
THB(タイ・バーツ)	10	10	11	11	12	12	12	11	11	10	10	10	10	10	11	10	9
	0.97%	0.98%	0.95%	0.92%	0.87%	0.85%	0.83%	0.89%	0.91%	0.96%	0.93%				0.88%	0.98%	1.08%

人民元レビュー

◆現水準を中心とした推移が継続しよう

今週の人民元は 6.21 台前半で寄り付き、堅調に推移した。対ドル基準値は週央にかけて元安方向へ推移したが、実勢相場への影響は限定的であり、6.20 を割り込む上昇となっている。

3月30日、中国人民銀行(以下、PBOC)は2軒目の住宅購入時の頭金比率を従来の6~7割から4割に引き下げる等、住宅ローンに関する規制の緩和を発表した。頭金比率の引き下げは9月にも実施されているが、1軒目の住宅ローンが完済されていることが条件であった。国家統計局が発表している主要70都市の新築住宅価格を見ると、2014年5月以降下落した都市数が上昇した都市数を上回る状態が続いている。各地方政府による規制緩和やPBOCの前の措置が奏功し、住宅価格の下落幅は縮小傾向にあるものの、足もとの数ヶ月はやや足踏み状態が続いていた。今回の措置はそうした状況を打開するためのものだろう。PBOCも今回の措置について「不動産市場の安定的で健全な発展を促す」ためと説明している。中国では固定資産投資の伸びが低下傾向にあるなど、投資の伸び悩みが続いている。今回の措置によって低迷している住宅投資の活性化に繋がるかが注目される。

来週の人民元も現水準を中心としたしっかり推移が続こう。ただ、3月中に発表された1、2月の経済指標には冴えないものが目立つ。1日に発表された3月の製造業PMIは50.1と市場予想に反して景況の分岐である50を上回ったものの、HSBCが発表した製造業PMI改訂値は49.6と依然50を下回ったままだ。景気への配慮から、中国人民銀行は急激な相場変動を許容しないと見られる。対ドル基準値は現水準での推移が続くとみられるなか、人民元も小幅上昇に留まると見ている。

(4月3日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2015.03.30	6.2130	6.2033~6.2146	6.2077	-0.0090	5.1852	-0.0181	0.80048	-0.0009	6.7327	0.0087	4.2000	3970.00	100.58
2015.03.31	6.2059	6.1956~6.2059	6.1996	-0.0081	5.1602	-0.0250	0.79953	-0.0010	6.6588	-0.0739	3.8200	3929.46	-40.54
2015.04.01	6.1970	6.1935~6.1991	6.1980	-0.0016	5.1692	0.0090	0.79996	0.0004	6.6586	-0.0002	3.7600	3993.82	64.36
2015.04.02	6.1945	6.1940~6.1988	6.1970	-0.0010	5.1830	0.0138	0.79953	-0.0004	6.7087	0.0501	3.6100	4010.99	17.17
2015.04.03	6.1960	6.1881~6.1968	6.1950	-0.0020	5.1735	-0.0095	0.79889	-0.0006	6.7361	0.0274	3.4300	4049.87	38.88

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2015 年 3 月中旬から下旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

[政策]

【成長戦略】

- 「中国共産党中央委員会、国務院の体制メカニズム改革深化によるイノベーション主導発展戦略の実施加速に関する若干の意見」(2015 年 3 月 13 日 発布・実施)

経済の中成長がニューノーマル(“新常态”)となる中で、成長戦略の柱をイノベーション(“創新”)と位置づけた最高レベルの決定。■2020 年までにイノベーション主導の発展に必要な制度環境と政策・法律体系を基本的に形成するとし、①公平な競争環境の創造、②技術革新の市場誘導メカニズムの確立、③金融のイノベーション機能の強化、④科学技術成果の産業転化におけるインセンティブ政策の整備、⑤効率的な科学研究システムの構築、⑥人材の育成・利用・吸収メカニズムのイノベーション、⑦開放におけるイノベーションの推進、⑧イノベーション政策の統一・協調の 8 分野にわたり 30 項目の政策を示している。

[規則]

【税】

- 「企業が国外関連者に支払う費用の企業所得税関係問題に関する公告」(国家税務総局公告 2015 年第 16 号、2015 年 3 月 18 日公布・施行)

移転価格税制の関連規定。独立取引の原則によらない国外関連者への費用支払いに対する税務機関による調整権、主管税務機関による資料提出要求権を明示するとともに、所得控除を認めない費用を示している。現地法人が親会社に費用を支払う場合も対象となる。■所得控除ができない費用は、①国外関連者が提供する役務に対する費用のうち、i) 国内企業が引き受ける機能、リスクまたは経営と無関係な役務、ii) 国内企業への投資利益を保障するために行う支配・管理・監督などの役務、iii) 国内企業がすでに第三者から受けた、または自ら行った役務、iv) 国内企業が集団に所属することで収益を得ている、具体的役務を提供しない場合、v) 他の関連取引ですすでに対価を得ている役務、vi) 国内企業に直接または間接の経済的利益をもたらさないその他の役務、に対する費用、②法律上の所有権はあるだけで、未だ価値創造に貢献していない無形資産の権利使用料で、独立取引の原則に合致しないもの、とされている。

- 「増値税一般納税者の管理の関係事項調整に関する公告」(国家税務総局公告 2015 年第 18 号、2015 年 3 月 30 日公布・施行)

今年 2 月に増値税一般納税者資格認定についての行政審査・許可が取り消しとなったが、これに代わり登記制を実施することを公告したもの。■①納税者は主管税務機関に所定の「登記表」と税務登記証を提出し、それらの情報が一致していればその場で登記を行う、②納税者の年販売額が規定の基準(注: 貨物生産、課税役務提供に従事、または主にそれらに従事し同時に貨物の卸売・小売を兼営している場合は 50 万元、その他は 80 万元)を超過した場合は申告期限終了後 20 業務日以内に登記を申請する、③増値税一般納税者資格が効力を生じた日から規定の計算方法で税額を計算し、増値税専用発票を使用する。■なお、国家税務総局によれば、以前に資格認定手続きの一環として行っていた納税者の実地検査を取り消しとした一方、小規模卸売企業に対する管理規則(注: 3 ヶ月の「指導期間」を適用し、その間の増値税専用発票の額面・購入数量を制限するもの)は引き続き実施するとしている。

CHINA WEEKLY

<p>【環境規制】</p> <p>○「『厳格に廉潔・自律を図り、環境影響評価審査・許可への違法な介入を禁止することに関する規定』の印刷・発布に関する通知」(環発[2015]43号、2015年3月24日発布・実施)</p>	<p>環境影響評価の審査・許可に関わる行政機関と企業・事業単位・社会団体の幹部(副科長級以上)に対する不正禁止の規定。職権または職務上の影響を利用して不正に関与した場合、規律違反による処分、責任追及を行うとしている。■こうした規定が出るのは異例で、今年1月1日付で「環境保護法」が改正施行され、罰則が強化されたことを受けての措置と見られる。外資を含む建設プロジェクトに対しては環境影響評価が義務づけられているが、今後その審査が厳しくなることが予想される。</p>
<p>【税関】</p> <p>○「シルクロード経済ベルト税関の区域一体化通関改革の展開に関する公告」(税関総署公告 2015 年第 9 号、2015 年 3 月 30 日公布・施行)</p>	<p>シルクロード経済ベルトの 9 省・自治区(山東、河南、山西、陝西、甘肅、寧夏、青海、新疆、チベット)で区域一体化通関改革を実施することについての公告。昨年 7 月の北京・天津・河北、同じく 9 月の長江デルタ区域に続くもの。■改革の内容は先行地区と同じで、①区域内の企業は、登記地、貨物輸出入地、直属税関集中通関地点のどの税関を選択して通関手続きを行ってもよい、②同じく港湾・空港での通関、税関間保税移送、区域一体化通関のどの方法を選択してもよい、③通関代理企業は区域内の 1 ヶ所で登記すれば区域内のどの税関でも通関を行ってよく、区域外の通関代理企業が区域内に設立したその分支機構も区域内の税関で直接通関を行ってよい、④区域内の税関間では、商品の関税率分類、価格事前審査、原産地事前確定、各種認定結果、一時輸出入許可などの相互認証を行う(専用システム完成後は銀行一括保証、一括納税での統一保証状に対する相互認証も行う)、など。</p>
<p>○「東北地区税関の区域一体化通関改革の展開に関する公告」(税関総署公告 2015 年第 10 号、2015 年 3 月 30 日公布・施行)</p>	<p>同じく東北地区(遼寧、吉林、黒竜江、内蒙古)の 4 省・自治区での区域一体化通関改革の実施についての公告。改革の内容は、上記に同じ。</p>

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
 国際本部 海外アドバイザー事業部
 池上隆介